

# 町民 PR チーム「隠岐の島町宣伝部」部員募集要項

令和8年7月1日

隠岐の島町役場総務課広報広聴係

## 1. 事業の目的

住民を主役とした隠岐の島町の魅力発信を通じて、隠岐の島町への移住・定住意欲の増進を図りながら、協働による持続可能性の高いシティプロモーションの基盤を構築する。

## 2. 事業概要

世代や生活の場を超えた住民が、行政との協働により、隠岐の島町の風景、店舗、地域活動、産業、人の暮らし等を取材・発信する町民 PR チーム「隠岐の島町宣伝部」で活動し、住民目線で隠岐の島町公式 SNS で魅力発信することにより、隠岐の島町ファンや移住・定住者を増やす。

## 3. 活動内容

隠岐の島町宣伝部員(以下、部員という)は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1)文章執筆、写真撮影、情報発信等に関する研修への参加
- (2)隠岐の島町内における取材・撮影及び記事作成
- (3)隠岐の島町公式SNSへの記事の提供
- (4)その他、事業の目的達成に必要な活動

## 4. 応募資格

次の項目すべてに該当する方。

- (1)隠岐の島町に在住する方
- (2)18歳～49歳までの方、又は中学生及び高校生
- (3)取材活動・情報発信に興味がある方
- (4)暴力団員その他反社会的勢力に該当しない方

## 5. 募集人数

2名(中学生及び高校生は除く。)

## 6. 活動期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日まで(令和8年9月～10月に2, 3回の研修受講有)

## 7. 活動条件

- (1)活動はボランティアとし、報酬は支給しない。
- (2)活動に要する交通費、通信費その他の経費は、部員の負担とする。

(3)活動期間中は、月に1本程度の記事の作成に努めるものとする。

(4)記事内で示した見解等については、隠岐の島町の公式見解としては扱わず、部員の個人的見解として扱う。

## 8. 支援内容

隠岐の島町は、部員に対し次の支援を行う。

(1)文章執筆、写真撮影、情報発信等に関する研修機会の提供

(2)撮影機材の貸与(貸与撮影機材に在庫がある場合のみ。希望者に限ります。)

(3)取材に必要な消耗品(名刺等)の支給

(4)取材活動に必要な情報提供及び調整支援

## 9. 機材の貸与

(1)貸与する機材の種類は、隠岐の島町が別途定める。

(2)部員は、善良な管理者の注意をもって貸与撮影機材を使用しなければならない。

(3)貸与撮影機材の転貸は禁止する。

(4)故意又は重大な過失により貸与撮影機材を破損又は紛失した場合は、その損害を賠償するものとする。

## 10. 記事投稿の分担

部員は、取材活動により作成した記事(文章・写真)を、データで隠岐の島町へ提出する。隠岐の島町は、記事の正確性・適切性を確認の上、必要に応じて部員へ修正を依頼し、公式SNSに投稿する。

## 11. 応募方法

隠岐の島町ホームページに掲載する応募フォームに必要事項を入力し、応募すること。

## 12. 選考方法

応募者の中から抽選で選考を行う。

## 13. 結果通知

選考結果は、応募者全員に対し通知する。

## 14. 著作権の取扱い

(1)部員が作成した記事の著作権は、当該部員に帰属する。

(2)隠岐の島町は、広報・プロモーションの目的において、当該著作物の使用について、あらかじめ許諾を得たものとみなし、無償で利用できるものとする。

(3)隠岐の島町は、利用にあたり必要な範囲で編集を行うことができるものとする。

(4)著作物の利用に際しては、原則として著作権者(ペンネーム可)を表示する。但し、掲載スペースの都合などで表示が難しい場合には、表示を省略できるものとする。

## 15. 撮影した写真に係る肖像権の取扱い

- (1)部員は、人物を撮影または掲載する場合、当該人物の同意を得るものとする。
- (2)部員は、イベント風景を撮影または掲載する場合、主催者等の同意を得るものとする。
- (3)私有地・私有施設等で撮影を行う場合は、当該管理者の許可を得るものとする。
- (4)隠岐の島町及び部員は、第三者の権利を侵害しないよう十分に留意すること。

## 16. 禁止事項

部員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)法令又は公序良俗に反する行為
- (2)第三者の権利を侵害する行為
- (3)虚偽又は誤解を招く情報の発信
- (4)本町の信用を毀損する行為
- (5)政治活動、宗教活動又は部員個人の営利を目的とした活動
- (6)その他、事業の運営に支障を及ぼす行為

## 17. 免責及び事故対応

- (1)活動中に生じた事故やトラブルは、速やかに隠岐の島町へ報告するものとする。
- (2)活動中に生じた事故・損害等については、隠岐の島町は一切の責任を負わない。

## 18. 個人情報の取扱い

本事業により取得した個人情報は、運営に必要な範囲内で適切に管理し、目的外には使用しない。

## 19. その他

本要項に定めのない事項については、隠岐の島町が別に定める。

## 20. 問い合わせ先

隠岐の島町総務課広報広聴係

電話番号:08512-2-8572

Eメール:kouhou@town.okinoshima.shimane.jp